

三次市監査委員告示第4号



地方自治法第242条第1項の規定により、令和2年4月7日付で提出された三次市職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年6月5日

三次市監査委員 升本 美知子
三次市監査委員 竹原 孝剛



請求人

(略)

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 竹 原 孝 剛

三次市職員措置請求にかかる監査結果について (通知)

令和 2 年 4 月 7 日付けで受付けた三次市職員措置請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の要旨等

1 請求の要旨

令和 2 年 4 月 7 日付けで提出のあった三次市職員措置請求書、また、同月 21 日付けの補正書に記載された内容は次のとおりである。

- (1) 三次市教育委員会(学校教育課)が行ったスクールバス運行業務委託における入札は、落札結果が不当である。
- (2) 業務委託期間が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までであるにも関わらず、運行開始月である 4 月の単価で落札業者を決定したため、最低価格を提示した業者を契約の相手方としていない。
- (3) 住民の租税負担からなる公金の浪費をしている。
- (4) 適正な公金の支出を実現するため、スクールバス運行業務委託契約を破棄

し、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としてもらいたい。

なお、事実を証する事実証明書として次の書類が提出されています。

(添付は省略します。)

- ① 令和2年度スクールバス運行業務委託契約事業者の選定について
- ② スクールバス運行業務委託仕様書
- ③ 令和2年度スクールバス運行業務委託に係る見積の結果について
- ④ 見積書
- ⑤ 見積計算書

2 請求の要件審査等

- (1) 令和2年4月7日付けで提出された三次市職員措置請求書の内容に不備が認められたため、同月21日付け三次監委発第6号により補正を求めた。請求人は、同月21日付けで補正書を提出した。
- (2) 本請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求の対象は、当該地方自治体職員による違法又は不当な財務会計上の行為とされている。

本請求では、令和2年度三次市立川西小学校スクールバス（上田方面）運行業務委託契約の入札が適正に行われ落札決定されたかどうかを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

教育委員会学校教育課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月21日、請求人の陳述の聴取を行った。請求人は、本件住民監査請求の要旨を陳述した。新たな証拠の提出はなかった。

4 関係部署の弁明書の提出及び陳述

地方自治法第199条第8項の規定により、教育委員会関係職員の出席を求め、令和2年5月21日、陳述の聴取及び同月8日付けで提出された資料、同月18日付けで提出された弁明書について聴き取り調査を実施した。

弁明書の内容は次のとおりである。

請求の要旨に対する弁明

- 1 請求者の請求は棄却されるべきである。
- 2 弁明の理由の要旨は次のとおりである。

請求者の主張の要点は、最低価格を提示した業者を契約の相手方としなかったというものであると解される。

請求者は附属資料として6月1日から運賃が下がる旨の見積書を添付している。当該業者から、運賃の減額について中国運輸局広島運輸支局に申請中である旨の主張がなされ、中国運輸局広島運輸支局に問い合わせたところ、申請は受け付けたが、まだ許可など出していない旨の回答があり、落札の時点で運賃の減額は確定していなかった。

上記のことから、請求者の請求は理由がないものである。

5 事実関係等の確認

請求人から提出された三次市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述、教育委員会学校教育課から提出された関係資料及び弁明書、教育委員会職員への聴き取り調査により次のとおり事実関係等を確認した。

(1) 委託事業の決定と見積り依頼の経過

①【事業内容の決定】

令和2年3月19日 学校教育課は、統廃合を行った学校区の児童の通学手段を確保するため、令和2年度三次市立川西小学校スクールバス（上田方面）運行業務委託を次のとおり実施するよう決定した。

- 1 学校区 旧上田小学校区
- 2 運行内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※運行業務の主な内容（仕様書から抜粋）

- ・児童数10人
- ・運行ルート往復1便19.4km
- ・使用車輛小型車（昨年度は9人、ジャンボタクシー）
- ・運行日数年間概ね210日

②【見積徴収】

令和2年3月24日 学校教育課は、事業者を決定するため、次のとおり見積徴収業者3社を選定し、同日見積書の提出依頼を行った。提出期限は、同月30日午前11時（必着）。

（見積徴収業者）

A社，B社，C社

（業者選定理由）

○一般貸切旅客自動車運送事業の営業許可を受けており、かつ、市の入札参加資格審査申請書を提出している業者。

○一般貸切旅客自動車運送事業の運賃については、中国運輸局公示第122号で自動認可運賃の算定方法や下限額が定められており、競争入札による業者選定が困難である。

(契約の主な内容：仕様書から)

往路・復路を合わせて一運行とする単価契約

※別紙運行予定表の見積りしていただく運行経路に示す運行経路について一運行を計算してください。

※中国運輸局公示第122号を順守してください。

※金額の算出は、一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃表及び料金について（平成26年10月31日付け自動車局旅客課長事務連絡）によって行ってください。

※見積りは中国運輸局公示第122号別紙2の第2の3の(2)の割引を適用した金額でお願いします。

※税込みでの見積りをお願いします。

※見積書と合わせて計算書（キロ制運賃単価・時間制運賃単価・回送距離・拘束時間を記入したもの）を提出してください。（一体化様式でも可）

※運行経路等の変更により委託料に変更の必要が生じた場合は、協議のうえ、上記計算書の単価によって精算することとします。

③【落札決定】

令和2年3月31日 学校教育課は、3社から見積りを徴した結果、最低価格見積業者であるA社、落札額（税込）28,435円と決定し、同日付けで契約を締結した。

ア 当該業者が最低価格となっているが落札しなかった理由

学校教育課は起案書等では次のような内容を記述し整理されている。

当該業者は令和2年6月から車庫の位置を変更する申請を中国運輸局広島運輸支局へ提出をされており、車庫の位置変更を想定して見積額を計算されている。

許可はされていないため、落札時点での運賃減額は確定しないため落札時点の運賃で比較したことによる。

本件，学校教育課及び請求人へ調査をした結果，学校教育課は令和2年3月30日に見積書の内容を確認し，当該業者の車庫の位置変更について，中国運輸局広島運輸支局へ電話で問い合わせし，申請は受付けたが許可はしていない旨の回答を得ている。よって落札の時点で運賃の減額は確定していなかったため，移転を前提とした金額の見積りについては採用することにはならないものと判断したとの見解である。

請求人からは，当該業者は令和2年3月に中国運輸局広島運輸支局へ車庫の位置変更を申請し，その際に，2か月後ぐらいに許可となるよう中国運輸局広島運輸支局から言われたとのことである。よって，当該業者は，令和2年6月から令和3年3月までは車庫を移転して運行できると判断し，令和2年4月から5月は現在の車庫からの運行，同年6月から令和3年3月の間は移転後の車庫からの運行の額をそれぞれ見積り，合わせた年間の運行日数(200日)で平均して一運行の金額を見積書に記載し提出した。実際には令和2年5月18日ぐらいに中国運輸局の許可がおりたとのことである。

④【結果通知等】

学校教育課は令和2年3月31日落札決定後，落札業者へは同年4月2日に，他の2社へは同月3日にそれぞれ電話連絡をした。通知書は令和2年3月31日付けとなっているが，電話連絡した日にそれぞれ発送している。

第3 監査の結果

以上のような事実関係等の確認などに基づき，本件住民監査請求について次のように判断する。

1 監査委員の判断および結論

スクールバス運行事業は，統廃合を行った学校区の児童の通学手段を確保することを目的に，保護者や地域住民らと協議しこれまで実施されてきた。

令和2年度は市内小中学校12の路線で、地域の事業者を中心に業務委託し実施している。受託事業者は、児童数により、ジャンボタクシー又はバスを1年間の開校日等に運行経路を往復し、児童が通学するための支援を行っている。

令和2年度の委託事業者の決定は、児童数や運行経路が確定した後、例年どおり、見積り入札により一運行の最低単価を見積った事業者を選定している。

本件、令和2年度三次市立川西小学校スクールバス（上田方面）運行業務委託の入札において、事実認定にあるように3社からの見積額のうち、最低価格でない事業者が落札された。

請求人の主張は、本件、令和2年度三次市立川西小学校スクールバス（上田方面）運行業務委託における入札は、落札結果が不当であるとし、その理由として、業務委託期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までであるにもかかわらず、運行開始月である令和2年4月の単価で落札業者を決定したため、最低価格を提示した業者を契約の相手方としていないとのことである。

3社の見積りは仕様書のとおり、中国運輸局の公示を基に、キロ制運賃と時間制運賃のいずれも下限額を見積って一運行の金額が提出されている。時間制運賃は3社とも同じ金額であるが、キロ制運賃は回送距離で違っている。車庫の位置が重要な要素となっている。

当該業者は事実認定のとおり、一運行の金額として提出されているが、2とおりの一運行の金額を見積って、その平均の額を一運行の額と考えて提出されたものである。その額は3社のなかで最低価格となっている。その内訳は、1つ目は令和2年4月と同年5月は現在の車庫からキロ制運賃を算出したもの、2つ目は、同年6月から令和3年3月までは移転予定の車庫からキロ制運賃を算出した見積り額であった。

しかし、車庫の位置を変更する場合は運輸局の許可が必要であり、学校教育課は、落札時に当該業者の車庫の位置変更について、中国運輸局広島支局

に問い合わせ、車庫の移転の申請がされているが許可されていないことを確認している。また、請求人からは、当該業者は令和2年3月に申請書を提出しているが、落札時点では許可は得ていないことを確認した。このことについては、学校教育課及び請求人の両者が共通認識している事実である。

よって、将来、車庫の位置変更が許可となったとしても、落札決定する時点では、許可されていない不確定な車庫の位置変更を含めて算出された運賃の見積りであったものである。安定した事業運営を行う事業者を選定する観点から、最低価格を見積った事業者であっても、車庫移転予定を想定して見積った一運行の額を除いて、落札決定された本件の入札は妥当であると判断する。

よって、請求人の主張には理由がないもので棄却する。

2 意見

監査を行った中で、事務執行において今後留意すべきと思われる点が見受けられたので、次のとおり意見を付します。

- ・仕様書において、「往路・復路を合わせた一運行とする単価契約」とし、一運行を計算して見積るよう依頼している。しかし、請求人からは、当該業者は、契約の期間は1年間であるため、1年間のなかで、車庫の位置が変わるなどを理由に、異なる一運行の単価を出して、平均の額を一運行の額として出された。このような見積りの出し方をされたことについて、今後どのように取り扱うのか、仕様書の内容が適切であったかも含め、仕様書の見直し等を検討されたい。

- ・消費税込みで見積る場合に、免税事業者と課税事業者が混在する場合の入札について、その取り扱い等を確認し運用されたい。

- ・運行業務委託契約に至るまでのスケジュールは、令和2年3月19日に事業起案、同月24日見積依頼、同月30日提出期限とし実施された。

児童数や運行経路の確定後から準備を始めるので、短期間での作業となるのはやむを得ないが、早目に取り組み落札決定後も速やかな結果通知等を行

うよう努められたい。

以上、今後も公平公正な入札の実施に努められたい。